

介護老人保健施設

R6.8.1

プラタナスの丘（料金表） 介護予防短期入所（3割負担）

本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人は、3割負担となります。

（非課税） 単位(円)

居室区分	利用者段階	要支援度	3割負担分	居住費	室料	食費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	1日につき
多床室	第4段階	要支援1	1,839	437	0	1,800	54	72	4,202
		要支援2	2,322						4,685
従来型個室 A	第4段階	要支援1	1,737	1,728	1,100	1,800	54	72	6,491
		要支援2	2,178						6,932
従来型個室 B	第4段階	要支援1	1,737	1,728	1,050	1,800	54	72	6,441
		要支援2	2,178						6,882

★ その他の利用料金

* 印は、課税対象品目です。別途消費税をお預かりいたします。

送迎費(片道)	552円	入所や退所に際してご自宅まで送迎した場合、片道552円をご負担いただきます。
個別リハビリ加算(日額)	720円	理学療法士や作業療法士等が集中的にリハビリを行った場合、1日につき720円をご負担いただきます。
療養食加算(1食)	24円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、1食につき24円をご負担いただきます。
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	51円	介護老人保健施設が担っている「在宅復帰支援施設」としての役割に対して、取り組みを行っている施設を評価する加算です。1日につき51円をご負担いただきます。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	—	介護職員の処遇改善のために設けられた制度です。一月の総単位数の7.1%に相当する金額をご負担いただきます。
日用品費(日額) *	200円	石鹸やシャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の日用品として、1日につき200円をご負担いただきます。
教養娯楽費(日額) *	100円	レクリエーションなどで使用する消耗品等(折り紙、粘土、風船、輪投げ等の遊具、ビデオソフトほか)の費用として、1日につき100円をご負担いただきます。
電気料(月額) *	1,500円	お部屋で電化製品(テレビ等)を使用される場合、1点につき月額1,500円をご負担いただきます。なお、入居又は退居の時期により、使用期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月を30日として日割計算した金額となります。
理美容料 *	2,500円～	理美容師に整髪やカットを依頼する場合、1回につき左記の料金をご負担いただきます。
文書作成料 *	3,000円～	診断書や情報提供書等の作成が必要な場合、1つの文書ごとに左記の料金をご負担いただきます。
洗濯料(月額) *	5,238円	私物衣類等の洗濯(業者委託)をご希望の方は、左記の料金にて申込みをお受けいたします。

※ 居住費及び食費については、市区町村民税の課税の有無や預貯金の状況等に応じ、ご利用可能な減額制度があります。

※ その他、サービス内容等に関してご不明な点は、担当スタッフまでお問い合わせください。